

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

能代市長

## 公表日

令和7年7月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li><li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li><li>・予防接種費用の徴収</li><li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表14、126の項</li><li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</li><li>・番号法第19条第16号(予防接種事務における健康管理システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li><li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条</li></ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</li><li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</li></ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(25の項)</li><li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(27、28、29の項)</li><li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(153の項)</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康づくり課、子育て支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17、18、19項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17、18、19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条</p>	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	<p>①市民福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長</p>	<p>①市民福祉部 健康づくり課、子育て支援課 ②健康づくり課長、子育て支援課長</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul>	事後	
令和2年12月9日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の10の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第10条</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第10条及び第67条の2</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条及び第59条の2</p>	事後	
令和2年12月9日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、以下のように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	事後	
令和3年4月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	健康管理システム(住民健診)、中間サーバーコネクタ	健康管理システム(住民健診)、中間サーバーコネクタ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第10条及び第67条の2</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li> <li>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第10条及び第67条の2</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条及び第59条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条及び第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月7日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、以下のように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、以下のように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</li> </ul> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条及び第59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</li> </ul> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、以下のように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析処理を行うほか、接種履歴の管理、健康被害救済の給付等の各種予防接種事務を実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や新型インフルエンザ等における特定接種の実施</li> <li>・予防接種が原因となる場合の健康被害救済の支給</li> <li>・予防接種費用の徴収</li> <li>・予防接種に関する記録の作成と保存</li> </ul>	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、中間サーバーコネクタ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、中間サーバーコネクタ	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li> <li>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表14、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第16号(予防接種事務における健康管理システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(第16の2項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(第17 18 19の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第115の2の項)</li> </ul> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)</li> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(25の項)</li> <li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(27、28、29の項)</li> <li>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)が「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(153の項)</li> </ul>	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[ ]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。</li> <li>・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。</li> <li>・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。</li> </ul> <p>また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。</li> </ul>	事後	
令和7年7月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)</li> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</li> <li>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</li> </ul>	事後	
令和7年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	